

風評被害と人権を考える

東京電力福島第一原子力発電所の放射線漏れ事故で多くの避難者が出ている福島県の対策本部会議で4月8日、風評被害の事例が報告されました。

その典型的な報告事例は、他県のガソリンスタンドに『福島県民お断り』との張り紙があったと運送業者からの相談があった。ほかにも、福島県民であることを理由に『レストランの入店を断られた』『ホテルで宿泊できなかった』『車に落書きされた』などの被害があったなどです。また、3月17日の窓口開設から4月8日朝までに計6967件の相談があり、そのうち162件が風評被害に関するものだった。県は風評被害払拭のため、国に対して正確な情報発信に努めるよう要請したと報じている(4月9日読売新聞)。

これに対し法務省人権擁護局は、4月21日に「放射線被ばくについての風評被害に関する緊急メッセージ」を出しました。

「新聞報道によると、原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊を拒否されたり、ガソリンの給油を拒否されるといった事案のほか、小学生が避難先の小学校でいじめられるなどの事案があったとされております。

放射能の影響を心配するあまりなのでしようが、根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながります。

震災に遭った人が、避難先で差別をうけたら、どんな気持ちになるのでしょうか。

相手の気持ちを考え、やさしさを忘れず、みんなでこの困難を乗り越えていきましょう。」というものでした。

「風評被害というのは、正しい情報を伝えないことによって起こる」のであって、「人間は自分の身を守ろうと考えるので情報が不完全な時は、余計に不安になって慎重な行動になる」というのがその理由とされます。つまり、「風評被害」というのは「悪いことでも異常なことでもなく、情報が不足した時に起こる『正常な人間の社会活動』ということです。だから、風評被害をなくすには、一にも二にも人間が自分を守りたいという本能に適した『正確な情報を提供する』ということなのです。これを担うのは、国民の安全と命と健康を守る責任がある国の責務であるのです。単にメッセージを出すだけではなく、いまこそ国の関係機関すべてが、すぐれた人権感覚に裏付けされた役割を積極果敢に果たすべきときではないでしょうか。

部落史をとらえる三つの視点

差別の成立と被差別部落の集落の形成は別

前回は「なぜ部落の歴史を学ぶのか」について、一つは、被差別部落の形成された事情やその差別が残った背景を知ることによって部落差別を克服するための展望とヒントが得られること、二つ目は、部落差別の中を生きてきた人びとの生き様の歴史を知ることによって、人権確立のための知恵や励ましが得られることを述べました。

今回は、被差別部落の起こりと、部落差別の起こりとは、切り離して考える必要があることについて触れてみることにします。

そもそも、被差別部落としての集落形成は必ずしも一律でなく、形態も時代も違う独自の歴史を持っています。つまり、部落差別の起源を中世とか近世とか一括りにして被差別部落の集落の成立を語ることはできないということです。

部落史をとらえる三つの視点

さらに押さえておくべき大切なポイントは、部落差別という、人が人を差別することが、どのようにして日本の社会の中で形成されてきたのかということ、つまり差別という関係がどのように社会にあらわれたかを見ることで、部落差別というものの成立をしっかりと学ぶ必要があるということです。

学習の筋道を明確にするために、次の三つの視点から進めることにします。

- 第一の視点「差別の社会的成立」
- 第二の視点「差別の政治的制度的成立」
- 第三の視点「社会問題としての部落差別の成立」

第一の視点「差別の社会的成立」～差別という関係が社会の中にあられた頃～

近年の部落史研究によって、被差別部落の系譜が中世にまで遡れることが明らかにされてきています。ここで特に重要視されているのは、人びとの「ケガレ」意識にもとづく、特定の職能をもつ人々への賤視観がこの頃に成立してきたと考えられることです。当時そのように賤視された人々が存在し、色々な形で中世社会を支えていたこと、そして、これらの人々を差別するなごしが、人々の間に芽生えたということがあります。例えば、賤視された人々とは、同じ器を使って飲食しない「別器」、火を貸借しない「別火」、同座して食事しない「別食」などの「仲間に入れない」という「排除」のしきたりがすでに中世社会に存在していたことから、これらの差別は、政治的にも制度的にも厳格に固定されたものではありませんでしたが、近世以降の部落差別形成のベースになったと考えられ、中世起源説の根拠とされています。

第二の視点「差別の政治的制度的な成立」～近世幕藩体制のもとで差別はどのようにあったか～

近世における身分差別と中世の賤視観との最も大きな違いは、中世の場合は人々の中に存在する社会的差別だったが、近世の幕藩体制のもとでは、政治的制度的な差別として固定されたことです。すなわち「差別が社会の規範」「差別が当たり前の社会」として固定化し確立していったことです。つまり、生まれによって身分が決まり、それに従って生きることをすべての人々に厳しく定めて

いったわけです。そうした身分制度の固定化によって、人々の排除や差別の意識を助長し、その結果として身分に応じて生活する、差別することを生活の規範とすることで、封建的支配を固めていったと考えられます。

ここで注意しなければならないのは、政治的制度的に固定化された差別は、被差別民衆に貧困と屈辱的な生活にそのまま結び付けて理解しないようにしなければなりません。当時の被差別民は、厳しい差別のなかでも、さまざまな生産と労働に従事し、社会と文化の発展を支え、たくましく生きてきました。

たとえば、江戸中期以降に出された数々の差別法令を表面的に見てしまうと、「差別がますます厳しくなった」ととらえがちです。しかし、同じような法令が何度も繰り返し出されていることは、差別を厳しく強いているという見方の一方、被差別民がそれらの法令を守っていないという事実がみえてきます。差別法令の前で、あきらめたり、ましてや命を絶つたりせず、逞しく生きていたのです。**第三の視点「社会問題としての部落差別の成立」～明治以降の近代社会での部落問題のあり様～**

1871(明治四)年、明治政府はいわゆる「解放令」を發布し、江戸時代の身分制度を廃止しました。それまでの「穢多・非人の称」は廃され、「身分・職業とも平民同様たるべきこと」として、徳川幕府の支配のもとで続いた政治的制度的身分制度が崩れました。これによって「差別が当たり前」の時代から「差別は不当なもの」といえる根拠が成立したわけで、ここにこれまでの身分差別は、近代社会における部落差別として大きな転換を迎えました。

しかしながら、明治維新から140年経とうとしている今日においても、なお部落差別は存在しています。「差別が許されない社会」であるにもかかわらず、差別が存在している

ということは、単に過去の遺物を引きずっているということではなく、明治以降のこの社会の在り方のなかにこそ、差別を存在させている根拠があるということです。

それを考えていく上で、まず大切なことは、同和対策事業の大きな課題となっている部落の生活環境、就業構造、教育状況、生活水準などにおける、いわゆる「低実態(部落の低位な実態)」というものは、明治中期以降、顕著にまた固定的になっていたということです。

また、特に都市部落の人口増や家屋の密集という条件もまた、明治以降に出現したことが明らかです。そこから部落に対する新たな種々の偏見も生み出されてきたと考えられます。

このことから見ても、今日の「社会問題としての部落差別は、明治以降に成立した」と考えられるのです。いわば、「差別は不当なもの」であるはずの社会の中で、なぜ部落差別は存在しているのか、なぜ部落の「低実態」や「偏見」が生み出されてきたのか、解決のための方策はどうあるべきなのかは、「社会問題としての部落差別は明治以降に成立した」という視点から「今日の社会における問題」として学習を展開していく必要があるということです。

同和対策事業実施の前後



都市部落の事例(大阪市住吉地区)

住吉区住吉東町1丁目1番1号、住吉区住吉東町1丁目1番1号

お知らせ

海蔵地区人権・同和教育推進協議会
第20回「人権を考える集い」の
開催について

本年度は、海蔵地区人権・同和教育推進協議会が発足して20年目の節目の年にあたります。今の世の中は、ともすると経済優先の命が軽んじられる社会になっています。そこで、今回の集いは、尼僧として多くの人々を導いてこられた青山俊董先生を講師にお迎えして、いま一度「一人ひとりに生命の大切さに目覚め、いかに生きるかを考えていただく機会」としたいと企画しました。ぜひお問い合わせのうえ多数のご来場をお待ちしております。

記

日時 2011年10月8日(土)
14時より16時まで
場所 海蔵小学校体育館
内容 講演「生命の尊さに目覚める」
講師 愛知専門尼僧堂堂長
青山俊董師
・手話通訳の用意があります。
・当日はスリッパをご用意ください。
・入場無料 録音はご遠慮ください。
(事業部)

放射能汚染とヒマワリ

ヒマワリが放射能で汚染された土壌の浄化に役立つということがマスコミで流れ被災地でヒマワリの植え付けが盛んになっているようです。

ことの発端は、独法の土木研究所寒地土木研究所の月報No. 646 2007.3 解説「ファイトレメディエーション(植物を用いた地盤の浄化法)について」の記事が紹介されてからのようです。その記事とは「ヒマワリがセシウム137を根に、ストロンチウム90を花に蓄積することが判明し、危険性が失われる半減期が30年以上かかる放射性物質セシウム137を20日間で95%以上も除去できる能力を有する実験結果(水耕栽培)が得られた。」と紹介された部分である。

ここで注意しなければならないのは、30年かかることが20日で除去できてしまうと誤解しないことです。ヒマワリが根から水分と共に金属を吸収し根と花に放射性物質を含む金属が蓄積されることであって、ヒマワリが放射性物質を分解することではないので、ヒマワリを適切に処理する必要があります。また、ヒマワリが吸収できるのは、根の周囲だけで、空中や地中深くは吸収しないこと、原子炉事故で放出される放射性物質は多くの種類があり、その中の2種類の成果にすぎないこと、チェルノブイリではヒマワリを栽培しても25年近く一般人が立ち入り禁止であったことなど正しい知識で処理しないと、とんでもないことになりかねないので十分承知しておく必要があるのではないのでしょうか。

